

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	陸上荷役施設損傷
発生日時	令和元年9月5日 08時34分ごろ
発生場所	兵庫県赤穂市赤穂港の企業専用岸壁 赤穂御埼灯台から真方位296° 2.5海里付近 (概位 北緯34° 44.9′ 東経134° 21.8′)
事故の概要	貨物船しまんとは、着岸作業中、陸上の荷役施設に接触し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和元年11月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 しまんと、8,767トン
船舶番号、船舶所有者等	137010、エスオーシーマリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 陸上荷役施設 操作室フレームに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、船長が、船橋で操船に当たり、乗組員を船首及び船尾に配置し、荷役岸壁に入船右舷着け作業中、同岸壁にある荷役施設の操作室に本船の右舷ウイングが接触した。 船長は、着岸岸壁に進行中、右舷ウイングで見張りに当たっていた三等航海士からの50cm かぶっているとの報告を、50cm かわっている（離れている）旨の報告と聞き取り、安全に通過できると思い、前進行きあしで進行した。
分析	本船は、右舷着けで着岸作業中、船長が、右舷ウイングで見張りに当たっていた三等航海士からの50cm かぶっているとの報告を、50cm 離れている旨の報告と聞き取り、安全に通過できると思い、前進行きあしで進行したことから、右舷ウイングが荷役施設の操作室に接触し、同操作室が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が右舷着けで着岸作業中、船長が、右舷ウイングで見張りに当たっていた三等航海士からの50cm かぶっているとの報告を、50cm 離れている旨の報告と聞き取り、安全に通過できると思い、前進行きあしで進行したため、右舷ウイングが荷役施設の操作室に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 離着岸作業に障害となる施設に接近して進行する場合は、接触しない距離を確保することが重要であり、「かぶる」、「かわる」という誤解を生じる言葉の使用を避け、接触のおそれがあると思ったら、繰り返し、接触の有無の可能性を確認することが望ましい。
--	--